

発議第 14 号

(件名)

使用済燃料乾式貯蔵施設の設置の賛否を問う県民投票条例 (案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 1 8 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 細川かをり

賛成者 福井県議会議員 斉木 武志

中村 綾菜

藤本 一希

使用済燃料乾式貯蔵施設の設置の賛否を問う県民投票条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、県内に計画されている使用済燃料乾式貯蔵施設の設置（以下「本件設置」という。）に対し、県民の意思を的確に反映させることを目的とする。

（県民投票）

第二条 前条の目的を達成するため、本件設置に対する賛否についての県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。

（県民投票事務の執行）

第三条 県民投票に関する事務は、知事が執行する。

（県民投票の実施等）

第四条 県民投票は、この条例の公布の日から起算して六月以内に実施しなければならない。

2 県民投票の期日（以下「投票日」という。）は、知事が定め、投票日の十日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者等）

第五条 県民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第二項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九条の規定により、福井県の議会の議員および知事の選挙権を有する者（同法第十一条第一項もしくは第二百五十二条または政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）とする。

2 知事は、投票資格者名簿を調製しなければならない。

（投票の方法）

第六条 投票は、一人一票に限る。

2 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿またはその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

3 投票資格者は、本件設置に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を自ら記載しなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

(点字投票等)

第七条 前条第三項前段の規定にかかわらず、投票資格者は、点字による投票（以下「点字投票」という。）を行う場合においては、投票用紙に、本件設置に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と自ら記載するものとする。この場合において、規則で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、規則で定める。

2 前条第三項ならびに第九条第二項および第三項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。

3 前条第二項および第三項後段の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の秘密保持)

第八条 何人も、投票資格者の投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第九条 投票の効力の決定に当たっては、次項または第三項の規定に反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

2 点字投票以外の投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

一 所定の投票用紙を用いないもの

二 ○の記号を賛成の記載欄および反対の記載欄のいずれにも記載したもの

三 ○の記号以外の事項を記載したもの

四 ○の記号を自ら記載しないもの

五 ○の記号を賛成の記載欄または反対の記載欄のいずれに対して記載したかを確認し難いもの

3 点字投票（第七条第三項の規定による投票であつて、点字により行われるものを含む。）については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

一 所定の投票用紙を用いないもの

二 賛成の文字および反対の文字とともに記載したもの

三 賛成の文字または反対の文字のほか、他事を記載したもの

四 賛成の文字または反対の文字を自ら記載しないもの

五 賛成の文字または反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの

(投票結果の尊重等)

第十条 知事は、県民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

2 県民投票において、本件設置に対する賛成の投票の数または反対の投票の数のいずれが多い数が投票資格者の総数の四分の一に達したときは、知事はその結果を尊重しなければならない。

(情報の提供)

第十一条 知事は、県民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 前項の広報活動および情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする。

(投票運動)

第十二条 県民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により県民の自由な意思が制約され、または不当に干渉されるものであってはならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県内に計画されている使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に対し、県民の意見を的確に反映させるため、この案を提出する。